基本契約条項

単価契約条項

（総　　則）

第１条　乙は、この契約の定める各条項に従い、甲又は甲の指定する発注書発行担当官（以下「発注担当官」という。）の発行する発注書（別紙様式１）に基づき、この契約の給付の目的である役務を行い、甲の指定する納期までに甲の指定する納入場所において甲に引渡し、甲はその役務の代金を支払うものとする。

（債権譲渡の承認）

第２条　乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

⑴　この契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させる場合

⑵　この契約に基づく債務の全部又は一部の履行を第三者に委任する場合

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第３条　乙は、契約物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２　乙は、契約物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３　乙は、契約物品について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間

接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４　甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

５　第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

（納期の猶予）

第４条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

３　乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第５条　乙は、前条第２項の規定により納期を猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、１日につき 0.１％の率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の 10％の金額をもって限度額とする。

２　前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

⑴　納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

⑵　納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶

予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

⑶　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

⑷　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

３　前項の規定の適用においては、納入は第９条の納入場所に納入した時にされたものとみなす。

４　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納分を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年 3.0％の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第６条　乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき 0.3％の率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

３　前条第３項の規定は、前項の場合に準用し、前条第４項の規定は、第１項の場合に準用する。

（発注方法）

第７条　乙に対する発注は、必要事項を記入した発注書に物品を添えて発注するものとする。

（納入方法）

第８条　乙は、契約物品を納入場所へ納入する場合は、発注担当官の発行した発注書を添付して納入するものとする。

（検　査）

第９条　甲の指定する検査官は、乙の納入を行った契約物品について、受領前に発注書に記載された物品の種類及び数量の確認を行い、合否の判定を検査調書（別紙様式２）にて行うものとする。

２　乙は、前項の検査の結果、不合格となった場合は、甲の指示するところに従い再度数量をそろえて再検査を受けなければならない。

（契約物品の滅失及び損傷）

第 10 条 乙は、契約物品を滅失し又は損傷した場合は、速やかにその旨を甲に届出なければならない。

２　乙が故意又は過失その他乙の責に帰すべき事由により契約物品を滅失し又は損傷した場合は、甲の指示するところに従いその損傷を賠償しなければならない。

この場合、損害賠償金額は甲の定めるところによるものとする。

（危険負担）

第 11 条 天災地変その他甲、乙双方の責に帰することができない事由に因り、乙が契約物品の全部又は一部の引渡しができない場合は、乙は当該部分について契約物品の引渡しの義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払い義務を免れるものとする。

（代金の請求及び支払）

第 12 条　乙は、役務の代金を請求する場合は、乙が第９条第１項により規定する役務の完了の確認を受けた発注書を集計した役務の代金を甲に請求するものとする。

２　前項により乙が役務代金の支払いを請求する場合には、支払い請求書に検査官が役務の完了を確認した発注書を添付しなければならない。

３　代金の支払時期は、甲が適法な請求書を受理した日から、30 日（以下「約定期間」という。）以内の日に支払うものとする。

（相　殺）

第 13 条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

（支払遅延利息）

第 14 条 甲は、第 12 条第 3 項に規定する約定期間までに役務の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年 2.5％の率を乗じて計算した金額の遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが甲の責に帰することができない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（甲の解除権）

第 15 条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　乙の責に帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

⑵　乙の責に帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

⑶　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合

⑷　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

⑸　乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

⑹　乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

２　甲は、前項の定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第 16 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第 17 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の 10％の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第５条第４項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第 18 条　甲は、第 15 条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙が生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第 16 条の規定によるこの契約の全部又は一部を解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に文書により行われなければならない。

（相手方に対する通知の効力発生の時期）

第 19 条　甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

（秘密の保持）

第 20 条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（原価調査）

第 21 条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

２　甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期すため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

３　乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前２項に規定する調査に協力するものとする。

（納入上の甲の指示）

第 22 条 乙は、この契約書に記載のない事項でも物品納入上、甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第 23 条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

（その他）

第24条　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第 25 条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

（特約条項）

第 26 条　この契約の契約単価は消費税及び地方消費税を含まないものとする。消費税及び地方消費税相当額は数量が確定した時に、契約単価に確定した数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税の税率を合わせた率を乗じて得た額とする。

２　請求金額は、契約単価に確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

第 27 条　この契約の締結後、次の各号に掲げる場合は、甲は乙と協議の上、契約金額・納期・その他この契約に定める条件を変更することができる。

⑴　著しい経済情勢の変動、天災地変その他乙の責に帰し難い事由により、この契約に定める条項では契約の履行が困難となった場合

⑵　単価契約が法令等により設定、改訂又は廃止された場合

別紙様式１

発　注　番　号	
発　注　年　月　日	
予　算　科　目	

発　　注　　書

契約相手方

殿

発注担当官

下記のとおり発注する。

品　名　区　分	数 量	単 位	単　価	金　　額	備　　考
合　　計					
納　　期					
研　究　項　目					

別紙様式2

発　注　番　号	
発　注　年　月　日	
予　算　科　目	

検　　査　　調　　書

契約相手方:

品　名　区　分	数 量	単 位	単　価	金　　額	備　　考
合　　計					

納　　期	
研　究　項　目	

上記発注に基づき、検査結果を下記のとおり報告する。

合　格
不合格（下記欄に理由又は意見を付すこと）

理由又は意見	

検査指令番号:

令和　　年　　月　　日

部課室名

検査官名